



令和7年6月4日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の
導入について（情報提供）

高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっており、介護福祉士国家試験については、その重要性がこれまで以上に増している一方で、国家試験を受験する者が減少傾向にあることを踏まえ、厚生労働省において、介護福祉士国家試験受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入について検討されたところです。

このたび、「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」での検討を踏まえ、介護福祉士国家試験をいくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）に分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該パートの受験を免除するパート合格（合格パートの受験免除）が導入されましたので、情報提供いたします。

具体的な内容やQ&Aについては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について（令7.5.27 社援発 0527 第3号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について（参考資料）
- ・介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入に係るQ&Aの送付について（令7.5.27 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 事務連絡）

以上

令和 7 年 5 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の
導入について

介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれるところ、特に、2024年に公表された第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数の推計によれば、2040年度までに新たに約57万人の介護職員が必要であるとされている。また、複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっているところ、介護福祉士国家試験については、その重要性がこれまで以上に増しているが、国家試験を受験する者は、第31回試験以降、減少傾向である。

そのため、介護福祉士国家試験受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要である。

「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」において令和6年9月にとりまとめられた報告書（以下「令和6年報告書」という。）で提言された、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）をいくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）に分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌々年までの試験において当該パートの受験を免除するパート合格（合格パートの受験免除）を導入する。

パート合格（合格パートの受験免除）の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され、より国家試験を受験しやすい仕組みとなると考えられる。

また、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保することが求められており、介護福祉士の知識及び技能の水準を維持し、介護サービスの質をさらに上げる取組につながるよう、パート合格（合格パートの受験免除）の具体的な実施方法等について、以下のとおり整理したので、管内の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等及び施設・事業所等に対する周知について、よろしくお取り計らい願いたい。

(別紙)

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除） の実施方法等について

1. パート合格の導入

(1) 定義

パート合格（合格パートの受験免除）とは、国家試験の科目を3パートに分割し、一定の合格水準に達したパートについて、一定期間、当該パートの受験を免除するもの。

(2) 導入時期

第38回（令和7年度）国家試験より導入。

2. 受験方法について

受験者は、パート合格（合格パートの受験免除）導入後の初受験時においては、全パートを受験することとする。

また、再受験時には、不合格パートの受験は必須とし、合格したパートがない場合には、全パートを受験することとする。

合格したパートがある場合には、受験申込者が希望に応じて、不合格パートのみを受験するか、全パートを受験するかを選択することとする。

3. 分割パターン及び各パートを構成する科目について

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3パートに分割することとし、それぞれを構成する科目については、次表のとおりとする。

	試験科目	領域	出題数
A	人間の尊厳と自立	人間と社会	2
	介護の基本	介護	10
	社会の理解	人間と社会	12
	人間関係とコミュニケーション	人間と社会	4
	コミュニケーション技術	介護	6
	生活支援技術	介護	26
	小計		60
B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	12
	発達と老化の理解	こころとからだのしくみ	8
	認知症の理解	こころとからだのしくみ	10
	障害の理解	こころとからだのしくみ	10
	医療的ケア	医療的ケア	5
	小計		45
C	介護過程	介護	8
	総合問題		12
	小計		20
	合計		125

4. 合格基準等について

合格基準は、国家試験の質を担保する観点から、以下の考えを基本とする。

(1) 全パート受験時の合格基準

問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とする。

(2) パートごとの合格基準

全体の合格基準点に対し全パートを受験した受験者のパートごとの平均得点の比率で按分して得られた点数以上、かつ全パートに対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とする。

(3) 合否の判断

ア 全パートを受験した場合

全パートの総得点で合否を判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに合否を判断する。

イ 一部のパートのみを受験した場合

パートごとに合否を判断する。

(4) パート合格の有効期限

国家試験が、介護福祉士としての知識と技能を担保するものであり、一定の知識水準を維持する必要があることや、介護報酬改定などの制度改正が定期または不定期に行われ、これに対応した知識を身につける必要性があること等を踏まえ、合格したパートは、受験年の翌々年までを有効期限として当該パートの受験を免除する。

5. 試験の実施方法について

(1) 国家試験当日の運営

試験の日程は、1日間で全パートの試験を実施する。

受験者にとって負担が生じないように、午前中にAパート試験を実施し、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻に開始）を実施する方法とする。

(2) 合格発表等

ア 合格者

合格者は全パートを合格した者とし、一部のパートのみ合格した者は含まない。

イ 試験結果通知

パートごとの試験の結果については、有効期限とともに、試験の結果通知に記載する。

6. その他

(1) 受験申込書等様式の改正

初回受験時には全パートを受験し、不合格パートの受験を必須とすることから、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）に定める様式第 5 「介護福祉士試験受験申込書」に、「全パートを受験」か「不合格パートのみを受験」かを選択する欄を設け、第 39 回（令和 8 年度）国家試験の受験申込等の手続から適用するため、同省令を改正する予定である。

(2) 受験手数料

全てのパートを受験した場合と一部のパートのみを受験した場合を比較した際に、事務手続き（受験申込から合格証交付）の内容に大きく影響を及ぼすことはないと考えられることから、実費を勘案して定める受験手数料については一律の金額（18,380 円）とする。

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験にパート合格（合格パートの受験免除）が導入されます！！！！

- 我が国では、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされ（第9期介護保険事業計画に基づく推計）、また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴い複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となつていきます。
- このため、介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）については、その重要性がこれまで以上に増しているところですが、国家試験を受験する者は、第31回試験（平成30年度）の94,610人以降、減少傾向にあります。介護福祉士を目指す者の減少がこのまま続けば、質の高い介護サービスの継続的に提供することへの支障が生じることが懸念されます。
- 国家試験は、実務経験3年に加えて所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めています。実務経験ルートでの受験者については、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況から、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声があります。
- また、平成29年より外国人介護人材の受入れを段階的に拡充してきましたところですが、特に、「在留資格介護」については、在留期間の制限なく日本で就労できること、ご家族の帯同が認められていることもあり、「技能実習」や「特定技能」で入国した方々の中には、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格取得に向け国家試験を受験する者も多く、国家試験のための専門的な学習に加え、継続した日本語学習の必要があります。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率よりも低い傾向にあることを踏まえ、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と国家試験受験に向けた学習の両立は課題であると考えられます。
- そのため、受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討し、国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格（合格パートの受験免除）」を導入することしました。
- パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され、より受験しやすい仕組みとなると考えています。

① パート合格（合格パートの受験免除）の導入について（イメージ）

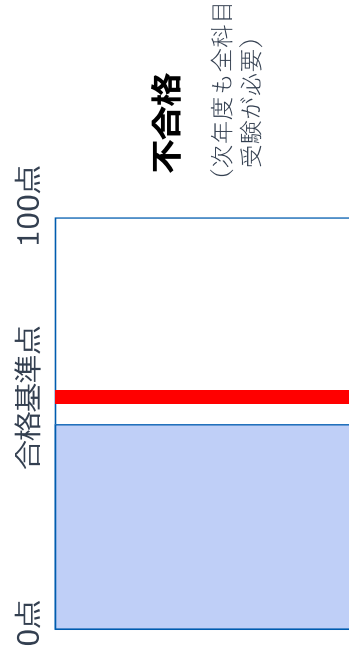
基本的な考え方

- 介護福祉士国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえ、その質を低下させることなく、より受験しやすい仕組みとして、複数の科目を1つのパートとして可否判定する**パート合格（合格パートの受験免除）を導入する**。（令和7年度(令和8年1月実施予定)の第38回国家試験から導入）
- 試験運営面の負担等を考慮しつつ、受験生の学習の取り組み易さを確保する観点から、3つのパートに分割。初年度に不合格パートがあった者は、次年度以降は不合格パートの学習に注力でき、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大される。

見直しのイメージ

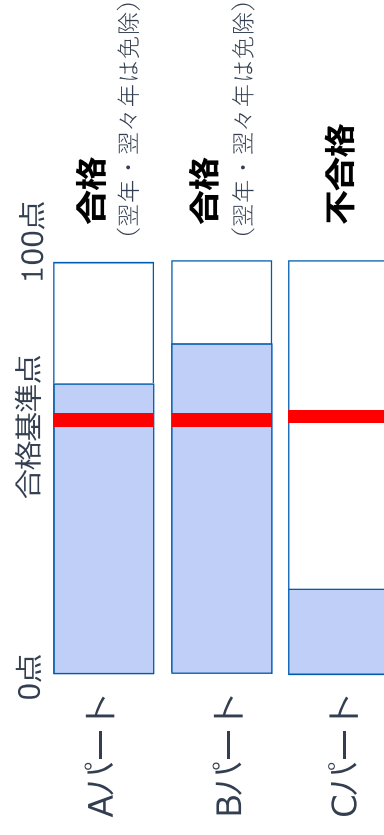
第37回(令和6年度)まで

- ・ 全科目の総得点が合格基準点（6割が目安）を超えれば合格



第38回(令和7年度)から

- ・ 総得点で不合格となった場合、各パート毎に判定
- ・ 分割したパートごとに合格基準点を超えれば合格
- ・ 翌年・翌々年までは、合格したパートの受験は免除



分割パターンの考え方

- ・パートの分割にあたっては、学習内容の重なりを考慮して、科目群を同一パートとしている。
- ・受験者の利便性・運営面での負担を考慮し、3分割が適当。

現行

	領域	試験科目	出題数
午 前 の 試 験	人間と社会	人間の尊厳と自立	2
		人間関係とコミュニケーション	4
		社会の理解	1 2
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	1 2
		発達と老化の理解	8
		認知症の理解	1 0
		障害の理解	1 0
	医療的ケア	医療的ケア	5
		介護の基本	1 0
		コミュニケーション技術	6
午 後 の 試 験	介護	生活支援技術	2 6
		介護過程	8
		総合問題	1 2



3分割

	試験科目	領域	出題数
A	人間の尊厳と自立	人	2
	介護の基本	介	10
	社会の理解	人	12
	人間関係とコミュニケーション	人	4
	コミュニケーション技術	介	6
	生活支援技術	介	26
小計			60
B	こころとからだのしくみ	こ	12
	発達と老化の理解	こ	8
	認知症の理解	こ	10
	障害の理解	こ	10
	医療的ケア	医	5
	小計		45
C	介護過程	介	8
	総合問題		12
小計			20
合計			125

※領域については下記のように記載している。

人：人間と社会 こ：こころとからだのしくみ

介：介護 医：医療的ケア

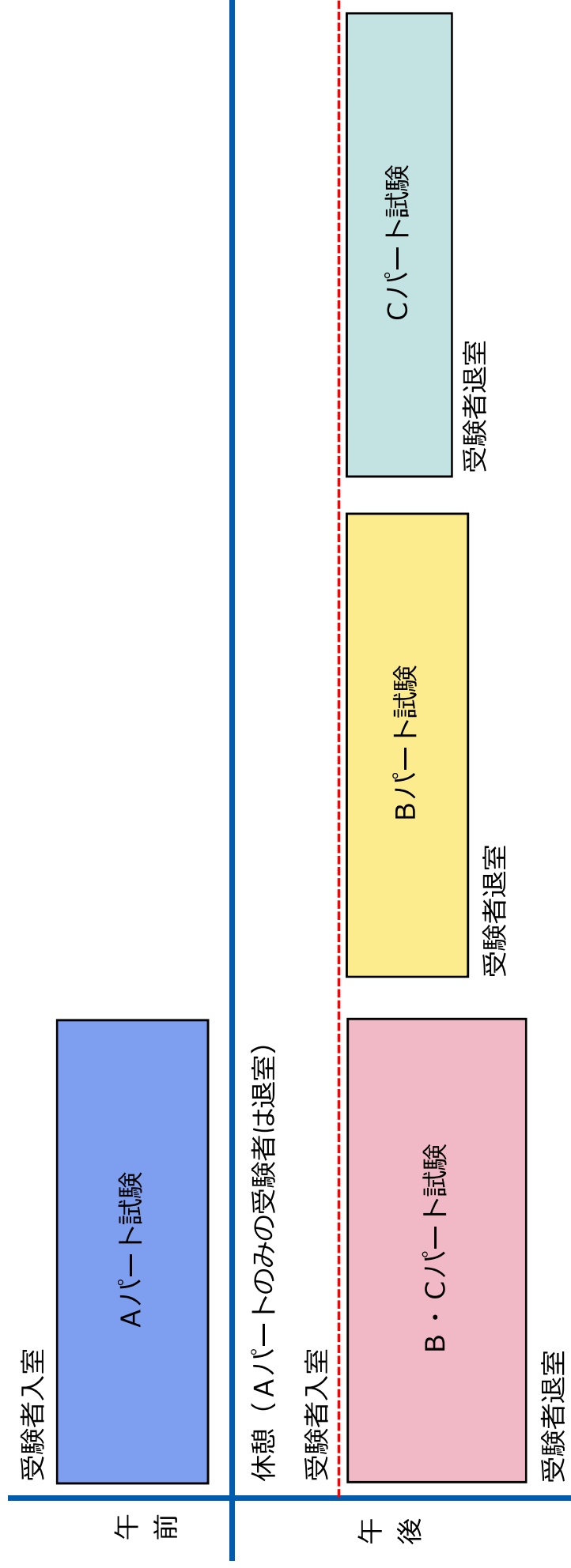
(参考：11科目群)

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
[3] 社会の理解 [4] 生活支援技術 [5] 介護過程 [6] こころとからだのしくみ
[7] 発達と老化の理解 [8] 認知症の理解 [9] 障害の理解
[10] 医療的ケア [11] 総合問題

② 試験当日の運営方法

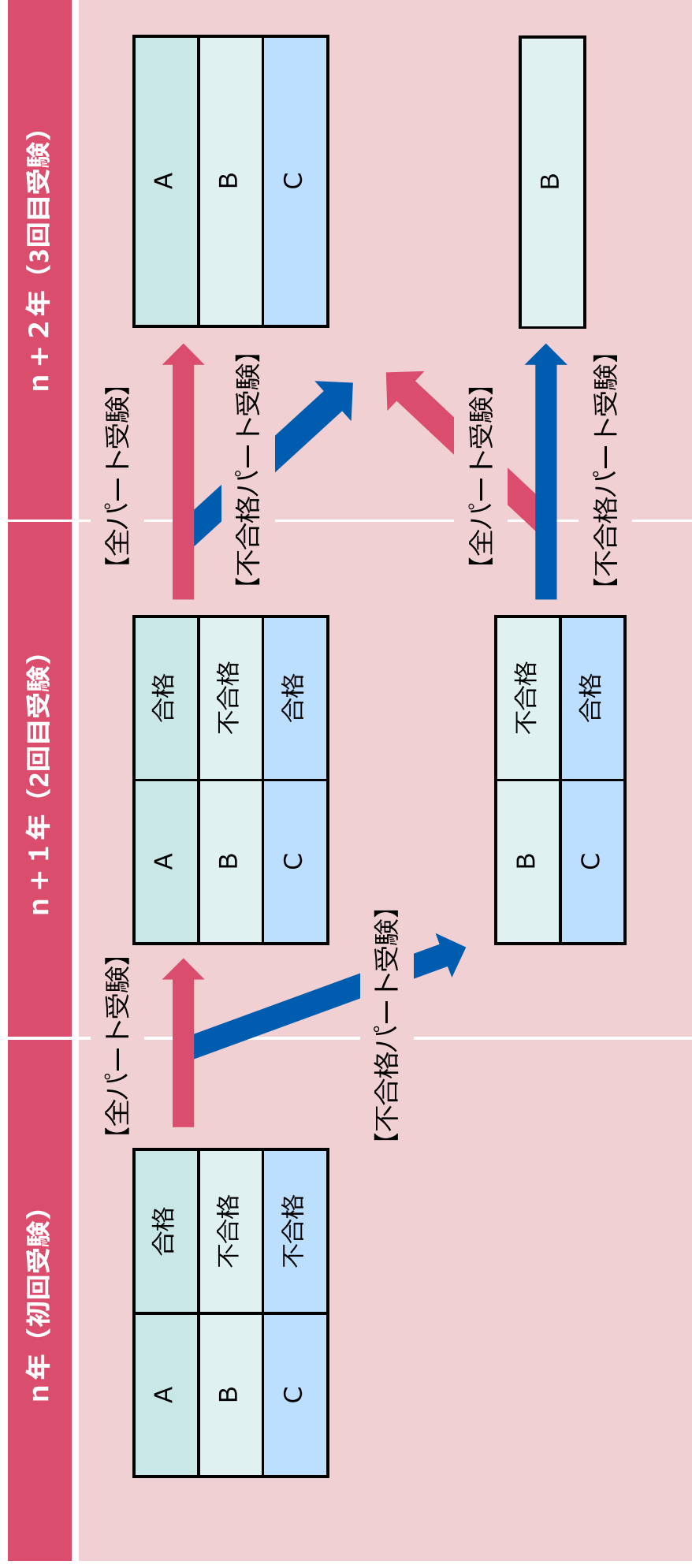
- ✓ これまで、午前・午後に分けていた方法により単純に3分割して試験を実施する場合、試験前の説明時間の増加やパート別受験のための試験室の移動時間が生じるなど、試験実施に係る所要時間が増加（試験開始時刻を早め、かつ終了時刻を遅くする必要）する。
- ✓ 受験者にとつて不利益にも繋がることから、試験の運営方法を以下のとおりとし、可能な限り受験者の負担増を回避。
 - ・ 午前中にAパート試験、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻開始）を実施（会場ごとに受験者の状況に応じて設定）。
 - ・ B・Cパート試験は連続して試験を行い、Bパートのみ、Cパートのみの受験対象者は、試験時間終了後、速やかに試験会場から退出。

【試験実施のイメージ】



③ 受験方法について

- 初回受験時は、全パートを受験。
- 次回以降の受験時には、既に合格済みのパートを含めた全パート受験か、不合格パートのみ受験するかを、受験者が選択。



※ 令和7年度の第38回試験はパート合格導入後初めての試験であることから、全受験者が全パートを受験。

有効期限について

- 各パート毎にパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効とする

		n 年目	n + 1 年	n + 2 年
Aパート	パート試験結果	合格	合格	—
	パート有効期限	n + 2年目まで有効	有効 ※1	有効
Bパート	パート試験結果	不合格	合格	—
	パート有効期限	—	n + 3年目まで有効	有効
Cパート	パート試験結果	不合格	不合格	合格
	パート有効期限	—	—	—
資格取得		—	—	資格取得 合格

※1 Aパートのn + 1年目の合格により、Aパートの有効期限はn + 3年目までとなる

⑤ 合否判定パターンの整理

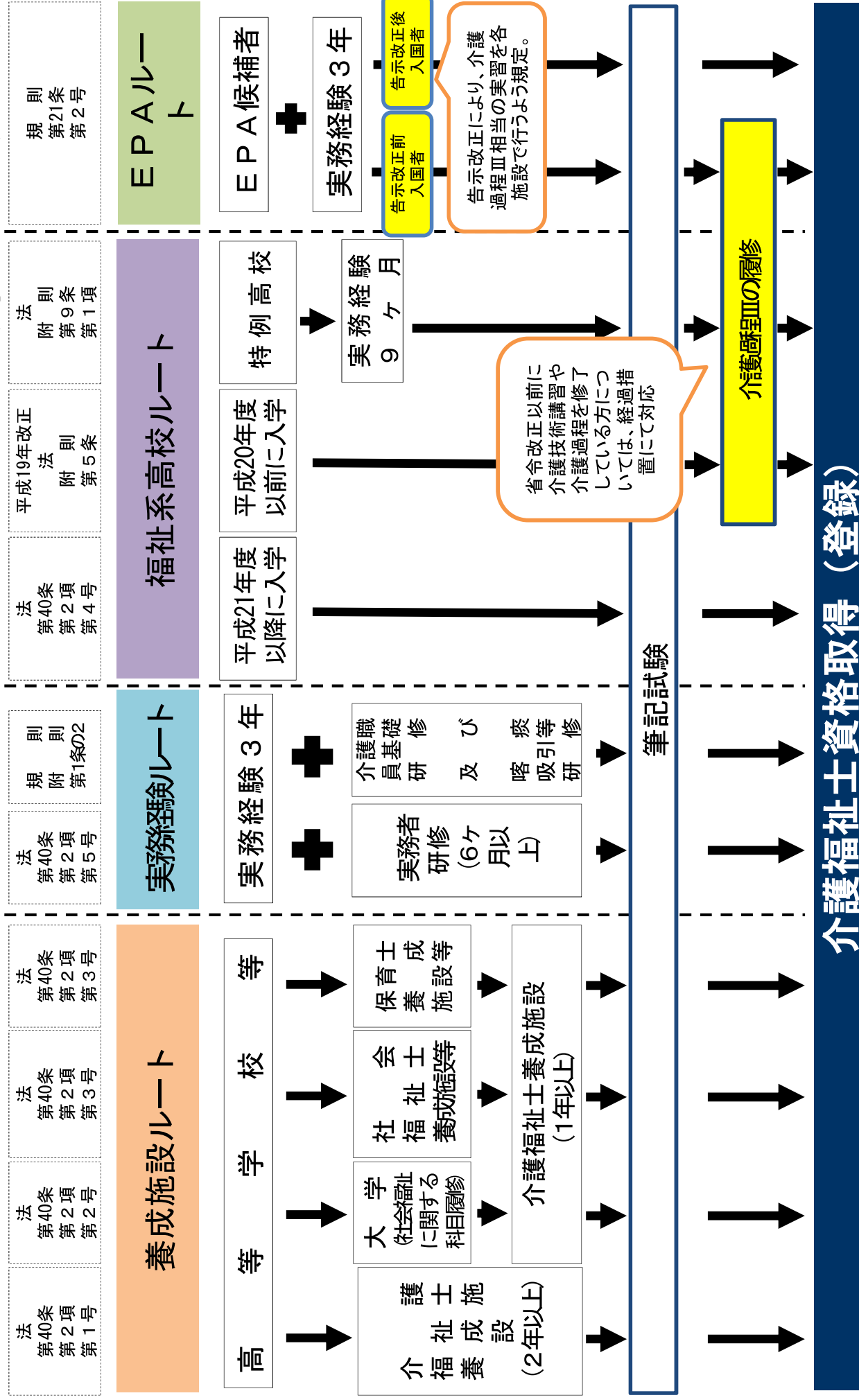
(前提) 初回受験時は全パートを受験。

0 点の科目群があるパートについては不合格となる。

判定対象	①全パートの総得点	②パート別の得点
イメージ	A・B・C パート	Aパート Bパート Cパート
合格基準	・問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数 ・11科目群全てにおいて得点	・全体の合格基準を全パートを受験した者の平均得点の比率で按分した点数 ・各パートを構成する科目群の全てにおいて得点
合否判定	○全パートを受験した場合 ・まず全パートの総得点により判定 ・総得点で不合格となった場合、次に、各パート毎のそれぞれの得点により判定 ○不合格パートのみを受験した場合 ・各パート毎のそれぞれの得点により判定	
特徴	・全パート受験や不合格パートでの受験など受験方法を選択できるため、受験生が受験スタイルに合わせて計画的に学習することが可能となる。 ・①②を導入しても、①はこれまでの合否判定と同じであること、②はパートごとに設定した合格基準を用いて独立した合否判定をするため、結果として試験の質は担保される。 ・複雑すぎない仕組みである。	

介護福祉士の資格取得ルート

「法」……社会福祉士及び介護福祉士法
「規則」……社会福祉士及び介護福祉士法施行規則



介護福祉士資格取得（登録）

(※)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。

ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられており、卒業後5年間の間は介護福祉士の資格を有することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。
- 介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）の受験生は徐々に減少している。実務経験3年と所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声がある。受験者数も実務経験ルートについては、第33回試験（令和2年度）から第36回試験（令和5年度）で約1万人減少。減少がこのまま続けば、質の高い介護サービスを継続的に提供することへの支障が生じることが懸念され、強い危機感を抱く状況。
- また、外国人介護人材についても、「在留資格介護」の要件である介護福祉士資格の取得に向け、国家試験を受験する者もいるが、国家試験のための専門的な学習に加え、日本語学習も同時に必要であり、就労と学習の両立は課題と考えられる。
- 本検討会では、昨年度の「介護福祉士国家試験の検証に資するデータの分析に関する検討会」報告書の提言を踏まえ、議論を進め、下記の提言を得た。

1 パート合格導入の考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。

国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当。

パート合格の導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。

なお、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

2 受験方法

1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。

既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

3 分割パターン

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる3分割が適当である。

4 合格基準等

合格基準は、万が一にも可否の判定に誤りがあるのではなく、運営の視点から複雑すぎないものとすべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより合格基準を設けることが適当。各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当。

可否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに可否を判断することが適当。

その上で、パート合格には、パート合格した受験年の翌々年までを有効期限として設定することが適切。

このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されることが考えられる。

5 運営面への配慮

パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが妥当。（公財）社会福祉振興・試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

6 パート合格導入により期待される効果

パート合格を、国家試験の受験者が、自身の状況に応じて学習を進めて、国家試験を受験しやすい仕組みとして導入することで、介護福祉士を目指す受験者により多く確保することが期待される。

専門性の高い介護福祉士が確保され、質の高い介護サービスを安定的に提供されることにつながるなど介護福祉全体の質をあげることにより寄与するとともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながるが考えられる。

事務連絡

令和7年5月27日

都道府県
指定都市
各 中核市
市区町村
民生主幹部（局）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入に係る Q&A の送付について

介護福祉士国家試験におけるパート合格（合格パートの受験免除）の導入について（令和7年5月27日社援発 0527 第3号厚生労働省社会・援護局長通知）において、介護福祉士国家試験パート合格の実施方法等について周知したところですが、照会の多いものについて以下のとおり Q&A を作成しましたので、管内の介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、福祉系高等学校等及び施設・事業所等に対する周知についてお取り計らいをお願いします。

No.	質問	回答
1	国家試験合格者（全パート合格者）とパート合格者はどのように違うのか。	パート合格者は、一部のパートの合格基準に達し、合格パートの受験を一定の期間免除された者であって、国家試験合格者（全パート合格者）と違い、介護福祉士となる資格を有する者でない。
2	パート合格者は、配置基準や報酬の算定に含まれるか。	上記回答のとおり、介護福祉士ではないため、介護福祉士としての配置基準や報酬の算定には含まれない。
3	パートごとに合格率は公表されるか。	パートごとの合格率は公表せず、これまで通り国家試験合格者（全パート合格者）のみを対象とした合格率を公表する。

4	パート合格の導入が、介護福祉士の質の低下につながるのではないか。	介護福祉士の質の維持・向上を図ることが必要であるため、国家試験の質を担保する観点から、合格基準とパート合格の有効期限を定めている。 具体的には、合格基準は、これまで通り全パート受験時は問題の総得点の 6 割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを維持する。パートごとの合格基準では、全体の合格基準点に対し全パートを受験した受験者のパートごとの平均得点の比率で按分して得られた点数以上、かつ各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準としており、パートごとに独立した合格判定をすることから、結果として質は保たれる。 また、パート毎に、パート合格した最終年から翌々年までを有効期限と設定している。
5	不合格者の再受験時に、既に合格したパートの受験は希望制とあるが、合格したパートを受験する意義はあるか。	パート合格の有効期限は、パート合格した年から翌々年までとなっており、一部パートについて合格した者が、再度、全パートを受験し、既に合格したパートについて、再び合格した場合には、当該パートの有効期限が延長される。 また、一部パートについて合格した者が、翌年度以降、不合格パートのみ受験するといった方法に加えて、再度、全パート受験をするといった方法を選べるようにすることで、得意なパートを生かした受験が可能となること、これにより、一人ひとりの状況に応じた学習の選択肢が拡大され则认为。